

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

令和7年7月16日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 国道13号 金山第二トンネル工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 山形県最上郡金山町大字飛森 地内
- (4) 工事内容 金山第二トンネル：NATM 延長L=1721m
掘削・支保工 L=1,719m、覆工コンクリート・防水工 L=1,719m
インバート工 L=750.8m、坑内付帯工 1式、坑門工 1式、
トンネル仮設備工 1式、盛土工 V=55,000m³
- (5) 工期 全体工期：契約締結日の翌日から令和11年2月13日（工事完成期限）まで
（ただし、令和8年4月1日までに工事の始期を設定すること。）
- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート V=23,200m³（覆工、インバート、坑門）
鋼材（鉄筋、H支保工）W=1,660t（掘削支保アーチ、ロックボルト、フォアポーリング、
覆工鉄筋、インバート鉄筋、坑門鉄筋）
- (7) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、下記2.（12）により一次選抜者となった者以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（入札説明書7.（3）①－1～9、②－1～3、③、④に定める書面及び別記様式15）（以下「確認資料（一次審査）」という。）をもって審査し、一次審査選抜者に対し競争参加資格確認資料（入札説明書7.（3）⑤に定める技術提案書）（以下「確認資料（二次審査）」という。）の提出を求める簡易確認型※による試行工事である。

※簡易確認型とは、一次審査において簡易技術資料（別記様式15）で評価するものである。

- ② 本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持及び耐久性確保に関する技術提案」項目に加えて、「ICT活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
- ③ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ④ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の適用工事である。
- ⑤ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑥ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑦ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
- ⑧ 本工事は、若手技術者の登用を促すため、若手技術者（40歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合に評価する試行工事である。
- ⑨ 本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。
- ⑩ 本工事は、「表層目視判定」「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。
- ⑪ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- ⑫ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- ⑬ 本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。

また、終期についても全体工期内で設定することができる。

全体工期：契約締結日の翌日から令和11年2月13日（工事完成期限）まで
（ただし、令和8年4月1日までに工事の始期を設定すること。）

- ⑭ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- ⑮ 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

- ⑯ 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事（土工）の対象工事である。
- ⑰ 本工事は、週休2日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休2日（土日）I型を実施する試行工事である。
- ⑱ 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
- ⑲ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
- ⑳ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。
- ㉑ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- ㉒ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。
- ㉓ 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける専任特例2号の配置は認めない。
- ㉔ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- ㉕ 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (9) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

次の(1)から(11)までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年7月16日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道13号 金山第二トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者（以下「特定JV」という。）、又は次の(1)から(11)までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係る令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成22年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が下記①の実績を有すること。各構成員が下記①、又は下記①(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。

経常建設共同企業体（甲型）にあつては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。

① NATMによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。

(a) トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80m²以上であること。

(b) トンネル施工延長が1,400m以上であること。

(c) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)及び(b)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「申請書（一次）」という。）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(c)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

① 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ア)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・ 乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(ア) NATMによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a) トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80m²以上であること。

(b) トンネル施工延長が1,400m以上であること。

(c) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の1/2以上、または、365日以上に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)及び(b)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(c)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(イ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記2. (2)に示す「一般土木工事」とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤ 単体企業にあつては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

特定建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②(ア) (a) 及び(c)の要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか1社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(7) 申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (10) 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、(1)及び(7)の要件を満たしていること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 一次審査に関する事項

一次審査においては、申請された資料を基に審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、算出された評価点は一次審査限りとする。

なお、一次審査における評価点の算出等の詳細については入札説明書による。また、国内実績のない企業が国外の施工実績をもって確認資料を作成した場合は、支出負担行為担当官が内容を審査のうえ競争参加資格を認めるものとする。

審査項目

- ① 企業の施工能力
- ② 配置予定技術者の施工能力

3. 総合評価に関する事項（二次審査）

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の③の技術提案を受け付け、①から③と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 賃上げの実施に関する評価
- ③ 技術提案

指定テーマ 1 : 本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

指定テーマ 2 : 本工事における I C T活用等による生産性向上に資する事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②及び③。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は64点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒980－8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部契約課 契約第一係
電話 022－225－2171(代) 内線 2526

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

1) 一次審査の申請書等の提出

一次審査の申請書（一次）及び確認資料（一次審査）は、別表1. ②に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。

2) 二次審査の申請書等の提出

二次審査の競争参加資格確認申請書（二次審査）（以下「申請書（二次）」という。）及び確認資料（二次審査）は、別表1. ②'に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送又は託送により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。

開札は、別表1. ④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 期間 別表1. ⑤に示す期間。

② 場所 上記(1)に同じ。

③ 方法 持参、郵送又は託送により提出すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約

の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

- ① 入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

- ② 競争参加資格のない者のした入札、一次審査選抜者以外の競争参加者による入札、申請書（一次及び二次）及び確認資料（一次審査及び二次審査）に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 落札者は、上記３．に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。

(5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書（一次及び二次）及び確認資料（一次審査及び二次審査）の差し替えは認められない。

(6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否 要。

(10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(11) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記４．(1)に同じ。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．(2)に掲げる条件を満たしていない者も上記４．(3)により申請書（一次）及び確認

資料（一次審査）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 電話022-225-2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(14) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Taku Nishimura Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Kaneyama No.2-Tunnel in Route13
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0:00 P.M. 5 August 2025
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3:00 P.M. 22 December 2025 (tenders brought with 3:00 P.M. 22 December 2025 or submitted by mail 3:00 P.M. 22 December 2025)
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-3-1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980-8602 Japan TEL 022-225-2171 ex.2526

別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 9 時15分から午後 6 時（紙入札の場合（上記 4. (1) の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から 令和 7 年12月22日午後 3 時まで
②	一次審査の申請書等の提出期限	令和 7 年 8 月 5 日正午まで
②'	二次審査の申請書等の提出期限	令和 7 年10月 2 日正午まで
③	入札の締切	令和 7 年12月22日午後 3 時まで
④	開札日時	令和 8 年 1 月15日午後 1 時30分
⑤	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和 7 年12月 4 日まで）

競争参加者の資格に関する公示

国道13号 金山第二トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年7月16日

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

- 1 工事名 国道13号 金山第二トンネル工事
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- 2 工事場所 山形県最上郡金山町大字飛森 地内
- 3 工事内容 金山第二トンネル：NATM 延長L=1721m
掘削・支保工 L=1,719m、覆工コンクリート・防水工 L=1,719m、
インバート工 L=750.8m、坑内付帯工 1式、坑門工 1式、
トンネル仮設備工 1式、盛土工 V=55,000m³
- 4 工期 全体工期：契約締結日の翌日から令和11年2月13日（工事完成期限）まで
(ただし、令和8年4月1日までに工事の始期を設定すること。)
- 5 申請の時期 令和7年7月16日から令和7年8月5日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。
なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、
本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- 6 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）
は、東北地方整備局ホームページ（<https://www.thr.mlit.go.jp>）へアクセスして入手するものとする。
 - (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メールにより提出すること。
 - ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記7(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。
 - ② 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、
本工事の「入札公告（建設工事）」（令和7年7月16日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2-1、3-1を使用して作成すること。）。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話022-225-2171(代)
メールアドレス thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp

(3) 申請書類等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査 「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和6年10月1日付け公示6（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす3社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- ① 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係る令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 平成22年4月1日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡し完了した、下記(ア)の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績である

こと。)。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記(ア)の実績を有していること。構成員にあっては下記(ア)、又は下記(ア)(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。

(ア) NATMによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。

(a) トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80m²以上であること。

(b) トンネル施工延長が1,400m以上であること。

(c) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

代表者の技術者が下記(ア)及び下記(イ)の要件を満たしていること。各構成員の技術者は、下記(ア)及び(イ)、又は下記(ア)並びに(イ)(i)(a)及び(c)の要件を満たしていること。

(ア) 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(i)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・ 乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(i) NATMによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a) トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80m²以上であること。

(b) トンネル施工延長が1,400m以上であること。

(c) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の1/2以上、または、365日以上に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修

了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3) 出資比率要件 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記6(1)へアクセスして入手するものとする。

8 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)①の認定（同7(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同5及び同6により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同7(1)①の認定を受けていない構成員が同7(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9 資格審査結果の通知 「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間 特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道13号 金山第二トンネル工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。